

これだけは押さえておきたい
改正民法(債権法)



定型約款

上田 孝治 Ueda Koji 弁護士

日弁連消費者問題対策委員会幹事、国民生活センター客員講師、兵庫県弁護士会住宅紛争審査会紛争処理委員、兵庫県消費者教育推進計画検討会委員、芦屋市都市計画審議会委員などを務める

定型約款に対する新たな規制

現代では、^{さまざま}様々な取引において、細かな取引条件などを定めた「約款」が用いられることがあります。約款を利用した取引については、取引の相手方が約款に定められている細かな内容についての具体的な認識がないことが多いにもかかわらず、なぜ、その内容に拘束されるのかといった問題がありました。そこで、改正民法では約款に関する規律が新たに設けられました。

具体的には、約款のうち、①定型取引において、②契約の内容とすることを目的として特定の者により準備された条項の総体である「定型約款」が民法の規制対象となっています。ここでいう、「定型取引」とは、不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることが双方にとって合理的なものとされています(548条の2第1項)。

したがって、例えば雇用契約のような相手方の個性に着目してなされる取引については、「不特定多数の者を相手方として行う取引」ではありませんので、定型約款にはなりません。

また、定型約款は、特定の者によって「準備」されればよく、「作成」される必要はありませんので、事業者が、業界団体のひな形をそのまま利用するような場合も、定型約款に当たる可能性があります。

定型約款の契約内容への組入れ

定型約款で定められた個別の条項について、それが契約内容として組み入れられ、合意した

とみなされる場合(みなし合意)が、民法で2つ定められています。

1つ目は、定型約款を契約の内容とする合意をしたとき(548条の2第1項1号)で、売買などの定型取引に関する合意に加えて、約款の利用に関する合意がある場合です。約款に関する合意は、約款が存在しており、これを利用するという点についての抽象的な認識があればよく、個別の条項の内容についての認識までは必要ありません。具体的には、「当社が作成する約款が適用されます」という合意をした場合や、ネット取引において「利用規約に同意する」にチェックを入れたような場合がこれに当たります。

2つ目は、定型約款を準備した者が、あらかじめ定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき(548条の2第1項2号)で、定型取引に関する合意に加えて、約款に関する表示がある場合です。ここで「表示」というのは、取引を実際に行おうとする際に、定型約款を契約の内容とする旨が個別に示されていることであり、定型約款の内容そのものを表示する必要はありません。具体的には、ネット取引において、定型約款を契約締結画面までの間に同一の画面上で認識できる状態に置くような場合や、対面取引において、その取引が行われる場所で定型約款を契約の内容とする旨の表示をするような場合です。これに対して、単に定型約款を準備した者のウェブサイトにおいて約款が公表されているというだけでは、ここでいう表示があったとはいえません。

なお、これらとは別に、特別法による例外と

して、「公表」による定型約款の組入れというものもあります。これは、個別に「表示」することすら困難である取引のうち、取引自体の公共性が高く、定型約款を契約の内容とする必要性が高いもので、例えば、鉄道営業法18条の2で定められている旅客鉄道事業に係る旅客運送の取引の特例があります。これによれば、相手方への個別の表示がなくても、定型約款を準備した者があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を一般に向けて「公表」(自社ウェブサイトへの掲載など)することによって、当事者が定型約款の個別の条項について合意したものとみなされます。

定型約款に関する条項の組入れ制限

定型約款に関しては、①相手方の権利を制限したり義務を加重する条項で、②定型取引の態様・実情並びに取引上の社会通念に照らして、信義則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものは、合意をしなかったものとみなすという条項の組入れ制限規定があります(548条の2第2項)。

この組入れ制限規定は、①条項の内容の不当性、②条項の不意打ち性という2つの視点から考えて、みなし合意の対象から外すというかたちで契約内容への組入れを制限するものです。したがって、いわゆる不当条項や不意打ち条項のいずれかに該当すれば、組入れ制限によって条項の効力が否定される可能性がありますし、内容の不当性と不意打ち性の両方の問題点がある条項について、総合的に判断して条項の効力が否定される可能性もあります。

この規定においては、定型取引の態様・実情並びに取引上の社会通念に照らしての判断が必要とされていますが、具体的には、①条項が設けられた理由や背景、条項を設ける必要性の程度、②同種取引などと比べたときに相手方にとってどの程度予測し難い内容となっているか、個別の条項の内容を相手方がどの程度認識

して取引したのか、③その条項がもたらす相手方の不利益の内容・程度、④当該取引における相手方の一般的な属性(その分野の関係者に限られるのか、広く消費者なのか)などが考慮要素となります。

なお、消費者契約法10条では不当条項規制が定められていますが、これは、①消費者契約に限定されていること、②みなし合意からの除外ではなく、条項の無効であること、③不意打ち性ではなく、内容の不当性判断が中心となることといった点で定型約款に関する民法の規制とは異なります。もっとも、条項の効力を否定するという点では両者は共通ですし、要件的に重なり合う部分もありますので、いずれの要件も充たす場合には、消費者はどちらを主張しても構わないとされています。

定型約款の内容の表示

1. 表示すべき時期・内容

定型約款を準備した者は、契約をする前又は契約後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければなりません(548条の3第1項)。

ここで、表示義務が発生することになる契約後の「相当の期間」とは、約款を利用した取引における紛争について定型約款が関係してくることからすれば、一般的な消滅時効期間を踏まえて、おおむね、最終の取引の時から5年程度と考えられています。

そして、相手方から請求があった場合に、定型約款の内容を相当な方法で表示しなければなりません。相当な方法としては、例えば、定型約款の電子データをメールで送付したり、定型約款が掲載されているウェブサイトのURLを伝えるといったものが考えられます。もっとも、「インターネットの閲覧ができない」と言っている人に対して、単に「ホームページに掲載してあります」と伝えるだけでは相当な方法とはい

えないと考えられます。

また、定型約款の変更が行われているケースにおいては、基本的には表示請求時点のもの、つまり最新の内容を表示する必要があります。もっとも、既に取り引が終了した相手方からの表示請求の場合は、その相手方に適用された最終の内容を表示する必要があります。

なお、定型約款を準備した者が、既に定型約款を記載した書面を交付したり、電磁的記録を提供していたときは、改めて表示をする必要はありません(548条の3第1項ただし書き)。

2. 定型約款の表示拒否があった場合

定型約款を準備した者が、契約をする前になされた表示請求を拒んだときは、一時的な通信障害が発生したなどの正当事由がある場合を除き、定型約款は契約内容への組入れは認められません(548条の3第2項)。

他方で、契約をした後になされた表示請求に対する拒否については特に規定はありませんので、拒否された相手方としては、一般的なルールに基づいて、表示の強制的な履行を裁判所に請求したり、債務不履行による損害賠償を請求することになります。

定型約款の変更

定型約款については、法令の改正などの状況の変化に伴って約款を変更する必要があることがあります。他方で、既に成立している契約内容の変更には原則として相手方の同意が必要ですが、約款の変更について、すべての当事者から個別に同意を得ることは現実的に難しい面もあります。そこで、民法は、個別の同意なしに、定型約款の内容を変更できる場合を2つ定めています。

1つ目は、相手方に有利な変更の場合です。これは、①変更が、相手方の一般の利益に適合すること(548条の4第1項1号)、②手続として、変更の効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びに

その効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知する(同条2項)ことによつて、変更が認められる場合です。

2つ目は、相手方に有利とはいえない変更の場合です。これは、①変更が契約をした目的に反せず、合理的なものであること(548条の4第1項2号)、②手続として、効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期を適切な方法により周知する(同条2項)ことによつて変更が認められる場合で、この場合は、効力発生時期までに周知を完了していなければ、変更の効力は生じないとされています(同条3項)。

2つ目の相手方に有利とはいえない変更については、変更の合理性が要件とされ、具体的な考慮事情としては、①変更の必要性(法令の変更、経済情勢の変動など)、②変更後の内容の相当性(過剰になっていないか、ほかの方法がないかなど)、③定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無・内容(元々の定型約款に変更することがある旨を定める具体的な条項があれば、変更の合理性が認められやすくなる)、④その他の変更に係る事情(変更を望まない相手方への解除権の付与、猶予期間といった不利益を軽減する措置の有無・内容など)があります。

また、変更手続における周知に関しては、例えば、ウェブサイトへの掲載による周知であれば、掲載後直ちに周知が完了したとはいえ、ある程度の掲載期間が必要と考えられます。そして、相手方に有利とはいえない変更については、効力発生時期までに周知が完了していなければ、再度、効力発生時期を定めて周知を行うことが必要になります。

なお、定型約款の変更の場合、変更要件を充たしていれば、変更は合理的なものと考えられることから、前述の定型約款に関する条項の組入れ制限規定の適用は除外されています(548条の4第4項)。